

運営規程

社会福祉法人藤花学園北野保育園

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚令第63号。以下「最低基準」という。）に基づき、保育所に入所する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の処遇に関する事項、その他施設の管理についての重要事項に関して定めることを目的とする。

(方針)

第2条 本園は、児童福祉法（以下「法」という。）及び最低基準に基づいて、園児が心身ともに健やかに育成される保育事業を行うことを基本方針とする。

(名称)

第3条 本園は、北野保育園と称する。

(所在地)

第4条 本園を、板橋区徳丸三丁目20番14号に置き、
分園を、板橋区徳丸四丁目20番19号に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第5条 1 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 保育士 17名（*うち主幹1名、主任を本園1、2名、分園1名とする。）
- (4) 看護師 1名
- (5) 栄養士 1名
- (6) 調理員 1名
- (7) 用務員 1名
- (8) 嘱託医 1名

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 前項に定める(5) 栄養士、(6) 調理員は業務委託によって替えることができる。

(職員の資格)

第6条 職員は、最低基準第七条に該当するものうちから理事長が任命する。ただし保育士については児童福祉法施行令第一八条の四に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務)

第7条 園長は園の業務を統轄し、会計事務に従事する。

- 2 副園長は園長を補佐し、園務を掌握する。園長が事故あるときは園長の職務を代理する。
- 3 主幹及び主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統轄する。
- 4 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録の業務を行うとともに、家庭との連絡連携を図り、家庭における子育てをサポートする。
- 5 看護師は0歳児を中心とした園児全体の健康管理と保護者・職員への保健情報の提供、および職員の健康指導と健康管理を行う。
- 6 栄養士は給食計画、栄養量計算、記録等給食調理に関する業務を行うとともに、園児および保護者に対して食育を行う。
- 7 調理員は給食業務に従事する。
- 8 用務員は清掃及び雑役業務に従事する。
- 9 嘱託医は定期健康診断及び伝染病等の予防処置に関する業務を行う。

(会議)

第8条 施設運営及び園児の処遇の向上を図るため、毎月職員会議、保育打ち合わせ会議、また園内研修などを開催し施設運営が適切に行われるよう努める。

(職務の心得)

第9条 職員は、運営規程及び就業規則の他にこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文書

(文書の取扱い)

第10条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の收受及び処理)

第11条 收受文書は、次の方法により收受及び処理しなければならない。

- (1) 收受文書は、次の方法により收受件名簿に所要の事項を記載すること。
- (2) 文書は、即日処理しなければならない。
- (3) 提出期日の予定されるものは、余裕をもって作成しなければならない。

(文書の管理)

第12条 文書は常に整理し、点検し、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき簿冊及び保存年限)

第13条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

第4章 定員

(定員)

第14条 本園の定員は120名、分園は28名として、その内容は次のとおりとする。

本園	(1)	1歳児	8名
	(2)	2歳児	24名
	(3)	3歳児	28名
	(4)	4歳児	30名
	(5)	5歳児	30名
分園	(1)	0歳児	6名
	(2)	1歳児	10名
	(3)	2歳児	12名

- 2 前項の定員を超えて入所の希望がある場合は、定員弾力化制度により、年度の当初においては定員の15%の範囲内で、年度の途中においては定員の25%の範囲内で定員を超えて入所を受け入れることができるものとする。ただし、この場合は、区と十分協議の上実施するものとする。

第5章 入園及び退園

(入園資格)

第15条 本園の入園資格は児童福祉法第24条の規定による保育の実施を受けるものであること。

- 2 定員に空きがある場合に、既に入所している園児の保育に支障が生じない範囲で私的契約児を入所させることができるものとする。

(退園理由)

第16条 次に該当したときは、退園させることができる。

- (1) 児童福祉法第24条による保育の実施理由が解消したとき
- (2) 私的契約児で理由なく保育料を3カ月以上滞納したとき
- (3) その他、区と協議したうえ適当と認められたとき

第6章 入園児童の処遇

(平等の原則)

第17条 本園は園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(費用)

第18条 保育料は、児童福祉法第二四条の規定による保育を実施する園児について区長の定めた額とする。

(保育の時間)

第19条 板橋区の認定区分により、標準時間の場合は7時15分から18時15分(11時間)、保育短時間の場合は8時45分から16時45分(8時間)とする。ただし、勤務等の都合により、7時15分から19時15分まで保育を行うことができる。

(延長保育)

第20条 18時15分から19時15分は延長保育とする。(乳児〔0歳〕は、満1歳になった翌月から利用できる。)延長保育は月極利用と一時利用がある。費用は、月極利用ひと月4,500円、一時利用1回600円(0歳児ひと月5,500円、一時利用800円、1歳児ひと月5,000円、一時利用700円)とし、直接園に納入する。延長保育には、補食代が含まれる。19時15分を過ぎた時は超過料金として2,000円を徴収し、以後30分ごとに1,000円を追徴する。

(登降園)

第21条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第22条 保育内容については、保育方針に基づき、園児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立てる。

(日課及び年間行事)

第23条 日課及び年間行事については別に定める。

(休園日)

第24条 当園の休園は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 12月29日より1月3日まで
- (3) 自然災害等により事業の実施が困難な日

(欠席)

第25条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭か電話及びメール連絡、又は文書で園長もしくはは担任に届け出ること。

(休園)

第26条 園児又は園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染するおそれがあると園長が認めるときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第27条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第28条 園長、看護師及び保育士は常に園児の健康に留意し入園時の健診および年2回以上の健康診断、未満児は月一回の健診を実施してその結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

第29条 園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年一回の大掃除を行うものとする。

(緊急時における対処方法)

第30条 園は保育の提供中、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医、または児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(2) 園は事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第31条 園は児童の人権の擁護および虐待の防止を図るため、必要な体制の準備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回、園児及び職員の避難訓練を行うものとする。

2 非常災害に対するその他の具体的計画は、別に定める防災計画によるものとする。

第8章 苦情相談・解決対策

(苦情相談・解決対策)

第33条 園長は、保護者の苦情相談・要望があった場合は、意見・要望・苦情等の解決に関する対応規程に基づいて対策をたて、処理するものとする。

第9章 改正

(改正)

第34条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人藤花学園理事会の議決を経て、理事長が定める。

附則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

平成26年4月1日改訂

平成28年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成31年4月1日改訂